

令和元年

第4回大津町議会臨時会会議録

開会 令和元年 7月16日

閉会 令和元年 7月16日

大津町議会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 専決処分の報告について（6件）
- 令和元年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 4 1 号	大津町長等の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 4 2 号	令和元年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 4 3 号	令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第41号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第41号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。議案第41号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第41号、議案集の1ページ、説明資料集の1ページをご覧ください。

議案第41号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございますが、職員個人の自己資金での支出など不適切な事務処理につきまして、職員を監督する立場であります町長である私、並びに副町長の責任を取らせていただく意味で、町長である私については、令和元年の8月から10月までの3カ月間の給料を100分の10、金額にして月額7万4千700円減額し、74万7千円から67万2千300円に、また、副町長につきましては、令和元年の8月の1カ月の間、給料を100分の10、金額にして5万9千300円減額し、59万3千円から53万3千700円にしようとするものです。

今回、この条例を提案するにあたり、改めて議員の皆様、町民の皆様に深くお詫びを申し上げるとともに、今後このような不適切な事務処理の再防止に努め、これまで以上に職員の綱紀粛正に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、一般職の職員につきましては、6月26日に開催しました大津町職員分限懲戒審査委員会により、まず、当事者については、懲戒処分として、減給100分の10を6カ月と、分限処分として降任することになりました。また、当時の担当部署の部長、そして、現在の担当部署の部長については、懲戒処分として、減給100分の10を1カ月することになりました。

今回の条例でございますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。質疑あり

ませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第41号に対しまして質疑をいたします。

この件に対しまして、不適切な事務処理ということで説明を受けてきましたが、どうしても引っ掛かる点がありまして、もちろん町長は任命権者であります。ですから、大統領制の主旨から考えると責任は町長にあります。しかしながら、これで大津町が損失を被ったというのではなく、事務上のその当事者の能力の不足によるものが大きいと思うんです。これが非常に悪質であるとか、悪意があつてこういったことが起こったというものではないように感じてしまうんです。ですから、こういったことは、もちろん起こっては困りますが、また起こっては困りますが、ここまでする必要があるのかなというふうな疑義も出てきます。任命されて、それに対して、もちろん職員は勉強して、その任務に応えなければならない。履行しなければならないという責任はあります。ですから、任命を受けた時点で、責任はその職員が負うものであつて、そこまで町長や副町長が責任を負う、周りの上司が負うということになるならば、これは切りがないのではないかなど。この点につきまして質疑しますが、あくまでも悪質性、ここが非常にポイントだと思いますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

悪質がどの辺で悪質かというのがなかなか捉えにくいところでございますけども、我々としては、事務処理、不適切な事務処理をしていなかったことについては、やっぱり見方によっては悪質ではないかなど。たまたま本人が立て替えというようなことですが、これもやっぱり法的にはやってはいけないことをやっておつたというようなことでありますし、そういう意におきまして、何度なく指導はやってきておりましたけども、そういう関係で部長はじめ、副町長、私、責任者としてしっかりとやっぱり今後不適切な事務関連等、あるいはその他の問題関係等も起きないようにしっかりと取り組まなくてはならない、責任者としてやらなくちゃならない。ご質問のように、悪質かどうかというところとちょっと本人自身がどうかというようなことですが、どうも我々と考える場合は、やっぱり非常に町民や皆さんにご迷惑かけたというような形については、甚だ遺憾であつたというふうには本人も大分反省しておりますし、我々もこのことにつきましては、しっかりとまたやっていかなくちゃならないというふうに思っております。悪質かどうかちゅうのは、見方によりますけども、私としてはそれなりの責任をとっていただければなというようなことで、本人も、そして、我々指導不足の件もありましたので、しっかりとその辺は責任を取らせていただきたいということで、職員については、再三皆さんにはこういうような形で謝ることばかりでございますけども、今後については、こういうことがないようにしっかりとまた指導をさせていただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

町長がそういった理解ならば、確かにそれも一つの答えだろうとは思いますが、ずっとこの問題について考えていまして、本当にこう任命を拒否したりとかするのではなくて、やはり迷惑をかけてはいけないということで、公金の受容性はきちんと認識した上で、自分がその払わなくてはならないというようなその事務処理上の振り替えから生じたものだ、こういうふうには私は考えるわけです。これが本当に何かさぼってやらないとか、そういったものであるならば、まず支払いというものがまずやらないと思うんですよね。もちろんそのところは徹底的に業務ですから、覚えてもらってきちんとした事務処理をしていただかなければならない。しかしながら、実質的な町民に対するですね、その団体に対する不利益は生じてないと思うんです。この点は考慮できないのかなと思ってしまう点です。この点について、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 再質問でございますけども、払わなかったというようなことについて、結構立て替えておりますので払ってはおりますけども、肝心の町執行業務について怠っておったというようなことで、本当に簡単なものであるわけですけども、それができてないちゅうのは、やっぱり課長としてのその辺の立場もあるし、それを任命した我々のほうも責任を十分感じておりますし、今後、今後ちゅうが、本人にもそれなりの自覚をさせていただいて、分限や懲戒のほうを取らせていただいておりますので、我々も共同体というような形で責任を取らせていただければなというふうを考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第41号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 令和元年度大津町一般会計補正予算（第3号）について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 議案第42号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第42号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議

で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ただいま提案いたしました第41号の議案につきまして、ご議決いただきまして誠にありがとうございました。

次に、議案第42号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、主に不適切な事務処理に伴う過年度分補助金等の増額補正と、教育施設の雨漏りに関する増額補正をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1千84万5千円とするものでございます。

議案第42号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、所管部長より、詳細を説明させますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。議案第42号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものにつきましては、6月に発覚しました、平成30年度予算に係ります不適切な事務処理に伴う過年度分補助金等の増加補正、それから、6月末の豪雨により発生しました教育施設の雨漏りに関する増額補正が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、補正予算の概要もお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1千84万5千円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお願いいたします。

款の3、項の1、目の7人権対策費、節の11需用費、消耗品費につきましては、平成30年度分の人権推進課コピー代でございます。昨年度予算が不足したことから自己資金により支払いを行いました不適切な事務処理に伴うもので、町からの未払いとなっております消耗品費を現年度予算から支出するため増額補正をするものです。

その下の目の8人権教育啓発費、節の19補助金は、平成30年度分の町人権同和教育推進協議会補助金でございます。昨年度、補助金交付の事務を怠り、自己資金から協議会事務執行経費を支出していた、こちらも不適切な事務処理に伴うもので、未払い状態となっております町からの補助金を現年度予算から支出するため、増額補正を行うものであります。

次に、款の10、項の2、目の1学校管理費、節の15工事請負費は、先月、6月末から7月にか

けての豪雨によりまして、南小学校校舎に新たな雨漏り箇所が発生しましたので、現在発注しております雨漏り改修工事に対応するため補正をお願いするものです。

款10、項の3、目の1学校管理費、節の15工事請負費は、こちらにつきましても6月から7月にかけての豪雨によって発生しました雨漏りに関する補正でございます。大津中学校校舎において確認されました新たな雨漏りの箇所分と、雨漏りに伴います廊下の改修工事分で、現在発注しております雨漏り改修工事に対応するため増額補正を行うものです。

次に、款の10、項の4、目の1幼稚園費です。こちらにも雨漏りに関する補正でございますが、大津幼稚園の園舎の雨漏りにつきましては、今年度雨漏り改修工事を発注し、既に6月18日に竣工いたしておりますけれども、6月末からの豪雨によりまして、新たな雨漏りが確認されたところです。今回の工事では、完全に雨漏りを止めることができなかつたために、再度調査を行うとともに、屋根部分の全面的な改修も見込みながら、委託料と工事請負費についてそれぞれ補正をするものでございます。

続きまして、款の13予備費で財源調整をいたしております。

次に、歳入をご説明いたします。11ページをお願いいたします。

款21、項の4、目の2雑入は、平成30年度の部落解放同盟大津支部助成金返還金でございます。昨年度におきまして、助成金交付後、活動実績により生じました返還金の事務処理を怠り、年度中に戻し入れができなかつたため、過年度分として新年度で、31年度分で歳入で受け入れるものでございます。

今回の件につきましては、大変皆さん方にご迷惑をおかけいたしました。お詫びを申し上げたいと思います。今後につきましては、再発防止に努め、住民の信頼回復に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第42号について質疑いたします。

午前中、全員協議会にて説明をいただきました。この教育費の中の中学校、幼稚園の施設の改修工事あたりを見てもみすれば、午前中の全員協議会で資料というのを写真入りで見てもみすれば、これ既にきょう、きのうの話じゃありませんで、もうずっと前からこういった状況であったのをやっというんならこう施設の長寿命化計画とか、そういったものに則ってやっと思ったのかなというような感じさえいたします。ですから、この写真あたりを見ますれば、既にもう数年前にはここはきちんと整備しておかなければならないところだったというふうにしかならないわけでありまして。ですから、こういった事後対応、何かが起こってからやらなければならないというような形になるのかなと。これはもう既に、事前に修理をしなければならぬということを知っていたと、知りながらこういったことを延ばしたということは、先ほどの41号ではありませんが、これこそ不適切な対応であったのではないかなと思います。現場からの声は既にあがっていたはずだと感じます。ですから、幸いにして事

故が起こらなかったとか、そういった問題ではないんですね。こういったものはきちんとした施設の管理の計画性、要するに、全体のマネジメントに関わってくるものであります。こういったものは、もし自分の家であるならば、発見されたときに、もうその都度やっていると思います。また、民間のいろんな施設と比べましても、民間はそういったものをきちんと整備して、末永く使うぞというような形を取るものです。それっていうものは、もちろん儲けに関わってくるからであります。そして、こういった公の施設っていうものは税金に関わってくるものであります。ですから、もっと前にきちんとした対応をしとけばこれだけの支出はなくて済んだということも考えられるということです。これこそどちらかというなら悪質になってしまうということです。ですから、こういった計画性のなさが後からこういった事後対応として出てきてしまうということです。ですから、係りのきちんとした対応をやるべきではなかったかなと、数年前にこういったものはもう既に修理が済んでおかなければならなかったところではないかなというふうな疑義が浮かんできますので、この点について、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質疑にお答えいたします。

ただいまの話では、雨漏りあたりについても後手後手といいますかですね、その都度やっておったということで、そういったところであったかと思えます。実際ですね、そういったところはございます。ですので、本来であればしっかりとした全体計画ですね、そういったところを立てながら計画的な改修あたりは当然必要になってくると思えますので、今後、そういった方向で計画的に、雨漏りだけではなくてですね、全体的な計画あたりを立てながらですね、計画的に、校舎のメンテナンスあたりも含めて対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

先ほどの全員協議会の中で、町長が答弁に立たれて、そういった改修の仕方というものもやはりその幼稚園とか見た場合に、ものすごい状況ですので、もう全体的にやっってしまうなければならない。今は応急としてまずはやってという形で、中学校あたりも棟別に少しずつ、やはり予算の関係がありますので、順序的にやっていきたいというようなことを言われたかと思えます。そういったものがきちんと明記された計画書がなければ、今後も、例えば、役場の職員というものはずっとこう変わっていくわけですから、繋がらないんですね。これが今までなかったのかということですよ。だれが見たってこれはおかしい。これは一般質問でもありましたよね。何でこういう状況を野放しにしとくのって言われましたよね。そういったところがきちんと対応ができてない。知りながら害をなしているということです。これは本当に悪質のほうですよ。ですから、そういった計画書あたりを長寿命化計画の中にきちんと当てはめて、そういった施設の管理、整備というものをきちんとできますということまで計画があり、また、逆に既存にありますということが言えるのか、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

現在、計画がちゃんとできているのかということでございますけども、町全体に施設ですね、長寿命化計画につきましては、今年度、来年度で一応立てるところまで進んでおります。ただ、今回のように雨漏りあたりにつきましてはですね、そういった全体計画とは別個にですね、やはり緊急的な部分については、先ほど町長からありましたように、ある程度全体的な補修という部分も含めてですね、対応していければというふうに思っております。

以上です。

○13番（永田和彦君） じゃあそれはないということですか。

○教育部長（市原紀幸君） 計画については、今年度、来年度でですね、全体の計画をつくるところでございますけども、今回の雨漏りについてはですね、その計画あたりができて、そこら辺まで待っておりませんので、そういった部分については、そういった計画とは別に改修のほうを進めたいというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

ちょっと最初に、もうやっぱりここは町長が出ていただかんといかんかなと思いますが、最初に言いましたが、事後対応にしかならないんですよ、今の質疑に対する答弁というものは。事後対応にならないように事前に対応していくために計画というものはあるんですよ。ですから、今、徹底的に調査をして、まさしく校長先生とか、現地の人はずっと知ってますよ。そういったものをデータとしてかき集めてですね、きちんとしたものがここにもう既に持っておかなければならないんですよ。こういったものを提案するときには。そう思いますけど、この点について、質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の学校整備計画等について質疑でございますけれども、議員おっしゃるとおり、今までも雨漏り関係については、子どもの教育の場でありますので、絶対雨漏りしないように指導はしてきておったわけでございますけども、それとともに、また大津中学校の改築関連等も教育委員会のほうから我々のほうに出してあります。また、今年もまた南小のほうも構想計画関係も出てきております。しかし、我々としては、今言ったようなものをつくるのに、例えば、大津中のときでも出た場合に、給食センター12億円かかるというような担当のほうからの報告でありましたので、12億円かけるのには、将来の人口の増等いろいろ考えたときにどうかということで、後はもうここ2、3年あれしたら横ばいになってくるでしょうというような報告を受けて、給食センターをじゃあ325、6平米の増築をじゃあやってくれんかということで、あの場所で増築計画をさせていただいて、現在やっておりますけども、全体的なものについては、調査も事務計画の調査もさせていただいておりますが、その辺のところについては、もうやっぱり先ほども、全協のとき申しましたように、今年中にどこを直すかというような関係の予算設置をですね、もってくるように指導をしていきたいというふうに思っております。屋根の全部を、例えば、大津中学全部をやるとなると、なかなか厳しいようでございますので、2年計画なり、何年計画で上のほうの屋根の改修関係をやらせて

いただければと。もちろん、南小のほうもそういう状況にありますので、そういう計画関係については、来年度の予算であげさせていただければなというふうに考えておりますので、本年度につきましては、現状のところをお願いできればなというふうに考えております。そういうような形で、学校関係の課題事項も先々周辺にアパート関係がどんどんできておりますので、室小、大津小関連の問題も今出てきておるといことで、いろいろと教育委員会のほうにも校区の問題とかいろいろな形の中で御相談をさせていただいております。ただ、校舎関連の改築関連等につきましては、一体的に改築というのは、ちょっと今のときは厳しいものですから、大規模改修関連等も頭に入れながら、検討をしてくれというようなことで今お願いをしておるといような状況でございますので、来年にはできるころちゅうか、その調査の上に基づいてやらせていただければなというふうに考えておるところであります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 議案第42号関連について質疑いたします。先ほどの雨漏りの件で同じような質問させていただきます。

平成30年の8月に雨漏り調査で1千500万円使っておりますけど、これどのような調査方法を使われたのかということですね。1千500万円かけて検査して、結果的には雨漏りがしたということは、どのような検査だったのかと。これ超音波法とか、巨視的超音波法とか、電磁波法とかいろいろありますけれども、どのような調査をされたのかと。

それともう一つはですね、コンクリートの耐用年数というものは大体30年、長くて50年、今大津町にある小中、保育園、全学校施設でコンクリートの耐用年数は建ってどのくらい経つのか。特にこの大津中の惨状を見る限り、その大津中がひどいんで、わかれば大津中ができて何年目なのか。これもう50年超えているんだったら早急な対策ていうか、大規模な改修もしくは建て替えが必要になると思いますが、その点、2点についてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

昨年度の調査設計の分ですかね、ございます。どのような調査内容だったのかということもございますけども、基本的には設計のほうがメインになりますけども、調査につきましては、各学校からの報告あたりあがっていますので、そういったところも含めて現地調査を行いまして、そのほかのですね、学校全体の調査でございますけども、こちらについては目視による調査でございます。その結果、昨年度の事業分、そして今年度の事業分、そして、今後雨漏りが現在あっているところ、それと雨漏りが予想される場所、そういったところも含めたところでの設計を行ったということでございます。

それから、大津中学校ですけれども、現在、校舎ですね、校舎でございますけど昭和57年で築37年ということがございます。鉄筋コンクリートの耐用年数ということがございますけども、基本的に以前の分については、60年だったと思います。現在の耐用年数ということでは47年ということでは

数字のほうは出ているというところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今、検査方法は目視ということですけど、目視が一番簡単なやつですよ。目視の後がダウン検査かなんかあるはずなんですよ。その後に超音波検査、これ目視だけで何で1千500万円もかかっているのかと、ちょっと不思議に思うのが1点と。

それと37年ですよ。ということは、どう頑張っても50年まであと13年しかないわけじゃないですか。それで、今後その子どもたちをですよ、危険が伴うような校舎でこのまま学びの場として使っていいのかということをお不安に思うんですけど、その辺、早急な対策が必要だと思いますし、検査にしても大津中だけではなくて、全小中すべてにおいての検査が必要ではないでしょうか。それも最低でも超音波法ぐらいの構造物検査が必要じゃないでしょうか。目視で果たして大丈夫なのか。その辺をお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

今回の設計調査でございますけども、一応こちらについては、基本的には雨漏りの部分ということで、屋内、屋外、屋上防水、天井裏等について目視、場合によっては一部破壊等もございますけども、基本的には目視というところで、内容につきましては、その後の対応というか、設計用分ですね。こちらの分がメインになっとったかというところでございます。大津中がですね、現在、37年でございます。実際、大規模改修なり、長寿命化というのはその時期にきているというところでございます。早い段階でそういった超寿命化を図りながらですね、最終的に長寿命化を図りたいというところがございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 当然、長寿命化は図らなければいけないのは当然ですし、今後、また大雨とか、台風とかまたくると思います。その際には、今結局目視では当てにならなかったということが立証されたと私は考えておりますので、もし早急な改修工事ができないのであれば、全校舎ちゃんとした超音波検査とかをやるべきではないかと思えます。

最後、それ1点だけお聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 全体的に超音波調査というところがございますけども、現時点で先ほど言いました、長寿命化の分を今年度、来年度、こちらについては、実際現地のほうで調査しながらというところがございますけども、超音波検査まではちょっと今のところ入ってなかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 同じく、学校の雨漏りの件で質疑をしたいと思います。

この後、委員会がありますので、そちらでと思ってたんですけども、今の説明の中にちょっとおかしいところがありましたので、この場で指摘しとった方がいいかなと思いますので、お話をさせていただきたいと思います。

まずですね、一番言いたいのはですね、その屋根を全面張り替えという対応を今考えているということなんですけれども、この予算書なんです、13ページの幼稚園のところを見ますと、この工事請負費と委託料650万円というのは一般財源に出てくるんですね。この小学校、中学校についても一般財源として出てくる。つまり、この対応であった場合には、全部町が一般財源から持ち出さなきゃいけないということになるんですね。大規模改修であれば、長寿命化計画に則ってやればですね、そこについては、若干の補助金もありますし、名前は長いんですけども、公共施設等適正管理推進事業債というやつですね、こういったものも使えるということですので、考え方として、緊急保全の一般財源、これでやらなきゃいけない分というのは確かにあります。まだ若い学校ですね、についてはそうだと思うんですけども、先ほど言われました、30年を超えた学校については、さっきの答えおかしいなと思ったところは、一つは、50年使えるというのは、30年の段階でいっぺん大規模改修をやるから50年使えるんですよ。そういうふうに公共施設の総合管理計画にはなっていると思います。それをやってないわけですから、ここでやるべきなのは、屋根全面張り替えますという対応ではなくて、やはり施設の大規模改修、これをきちんとやるべき、屋根だけじゃないんですね。校舎のひび割れから雨漏りをしているところもあります。エキスパンションというんですかね、あのつなぎ目ですね、あそこからしみ込んでいるものもあります。ですから、雨漏りしているのは3階というか、一番最上階だけじゃなくて、いろんなところに漏れてきているんですよ。ですから、対策の考え方が私違うと思います。そこについていかがか、お尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

先ほど屋根の全面改修ということで話をさせていただきましたけど、一応こちらについては、基本的にはその屋根だけであればもう当然一般財源でございます。言われるように、大規模改修であれば、そういったところで交付金あたりを含めたところでですね、事業ができるということでございます。

大津中学校でございますけども、確か37年、大規模改修の時期はもうきているというところがございます。要はですね、そういったその大規模改修がどの段階でできるかということになってくるかと思うんですけども、近いうちにやれるということであればですね、その中で対応できるかと思えますし、やはりちょっとまたしばらく大規模改修までいけないということであれば、雨漏りについては、全面的な改修あたりも必要ではないかなというところで、現在考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） さっきからですね、近いうちにとか、できればとか、そういう言葉を繰り返されているんですね。そうじゃないんです。これはすぐに、今すぐ必ずやりますという答えじゃないと

いけないんですよ。何か調べてたらですね、大阪のほうではですね、幼稚園でも同じように雨漏りで石膏ボードが落ちたそうなんです。職員は5人が減給処分です。2カ月放置しただけです。雨漏りが発生しました。2カ月放置して落ちました。で、職員は減給処分です。何年放置しているんですか。どのくらいのスピードでやっていただけるのか、もう一度お答えください。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 具体的にいつやるかということでございますけども、こちらについても、当然財政的な部分がございますので、町の財政計画とあわせたとこでですね、全体的に検討させていただければと。当然、至急やるべきというところは頭に置いた上でございますけども、全体的なそういう中で計画をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時15分 休憩

△

午後2時19分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の学校の件でですね、いろいろ雨漏りの件の話出ていますけども、実は平成23年に町全体の公共施設、学校も含めてですけども、全体的に公共施設が老朽化する中で、今後どういうふうに長寿命化計画をやっていくかということで、これ全国的につくってございまして、うちのほうもつくってございます。その中で、向こう40年間で更新経費も含めて、約25%削減するというような形で管理計画をつくってございまして。その後、個別のですね、計画をつくる必要がございますので、現在、今年2年間かけて個別の計画をつくるようにしてございまして。その中で学校についてもどうするのか、大規模改修をやるのか。そして、あるいは建て替えるのか。そして修繕をどのタイミングでやるのか。そういったのが出てきますので、そういう中で、最終的に個別計画ができあがった中で全体的な財政計画がございますので、そちらと連動しながら優先順位、そして、危険度等も踏まえまして、全体的調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいま総務部長のほうからですね、町の全体計画の話がありましたけども、教育施設につきましてもですね、その中で計画的に改修あたりを進めていくところではございますけども、先ほどから話がございますようにですね、学校施設については、優先的にですね、早い段階で取りくめればというふうに思っております。

ただ、今回の雨漏りですとか、その他の緊急的な分についてはですね、その都度対応していければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） この方向の話はもう委員会のほうでまた話させていただきたいと思いますが、一応この場で言っときたいので申し上げますとですね、大津中学校については、先ほど給食センター

の話もありましたけれども、再生整備計画というのはもうできているんですよね。南小もそうです。そして、そのための改修の予算、これも何年だったっけ、済みません、ちょっと何年か忘れちゃったけれども、給食センターまで含めてこの3つの改修のための予算として6億円が公共施設整備基金に積み込まれているはずなんです。そのうち、1億5千万円ぐらいは給食センターで使ったということですので、あと4億5千万円ほど残っているはずなんですね。財源もあります、計画もちゃんとあります、何でもこれ以上先延ばしする必要があるんだろうかなというところを指摘しまして、質疑は終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第42号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は、起立によって行います。議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号 令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6 議案第43号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第43号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました42号議案につきまして、ご議決をいただきまして誠にありがとうございます。

次に、議案第43号の令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主に、第2水源地故障に伴うポンプの入れ替えのための増額補正をお願いするものでござい

ます。

議案第43号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、所管部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） 皆さん、こんにちは。議案第43号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書につきましては1ページ、補正の概要については2ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、第2水源地ポンプ故障に伴う工事請負費の増額による補正でございます。予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出を891万円増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、支出を2千561万円増額するものでございます。

次に、大津町工業用水道事業会計補正予算に関する説明書によりご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目1原水費を大津菊陽水道企業団から入水費の増額に伴い、891万円増額するものでございます。こちらについては、6カ月間の入水費を計上しております。

3ページをお願いいたします。

資本的支出、款1、項1、目1工業用水道建設改良費の2千561万円の増額は、第2水源地ポンプ取り換えのための増額のものであります。工事の内容は、ポンプの交換と用水管については、ねじ式からフランジ式のものに交換し、あわせて井戸内部にテレビカメラによる調査と、ブラッシング洗浄、用水試験等を行いたいと考えております。

また、第4水源地で予定しておりました用地購入が済んでおりますので、不用額を減額しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第43号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2

号) についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和元年第4回大津町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年7月16日

大津町議会議員 桐原 則 雄

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 坂本 典 光